

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1)当地域の災害等リスク	
(洪水：ハザードマップ)	
当会のエリアは、広島市安佐北区の旧可部町地区・旧安佐町地区、安佐南区の旧佐東町地区であり、安佐南・安佐北区の二つの区にまたがっている。	
JR 可部線や広島市中心部と県北部を結ぶバス路線により、昭和 40 年代頃から団地の造成など、通勤・通学に便利な宅地化が進み、特に旧佐東町地区は高速道路の IC もあり大型の商業集積も進み、人口の増加がみられている。	
平成 26 年 8 月 20 日に発生した豪雨災害で見られたように、短時間での豪雨には地質の脆弱性による土砂災害などの危険度が非常に高く、太田川・根の谷川・三篠川が合流する箇所を起点とする河川の増水・氾濫、水位上昇を含め、被災後に砂防ダム建設や河川拡幅工事が行われた。しかしながら、依然として、災害リスクは高い。	
広島県や広島市が示しているハザードマップや防災マップなどを活用し、災害のリスクへ備える必要がある。	
■広島市洪水ハザードマップ	
https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021035/1003240.html	
■洪水ポータルひろしま	
https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx	
■太田川河川事務所 HP：太田川水系洪水浸水想定区域図	
http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/bousai/flood2/flood2.html	
■広島県河川課 HP：平成 27 年水防法改正に基づく、洪水浸水想定区域の指定状況	
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/shinsou.html	
(浸水（内水）：ハザードマップ)	
広島市が公表している「広島市浸水（内水）ハザードマップ」によると、過去最大降雨と同様な雨が、当商工会が立地する地域に一律に降った場合の浸水を想定している。過去最大降雨とは明治 21 年から令和 3 年の間で、広島地方気象台等の公の機関が観測しているデータの中で最大のものであり、その降雨量は 1 時間雨量 121 mm である。	
なお、令和 7 年度中に、雨水整備を行っている市域全域において浸水（内水）ハザードマップの地区割の見直し等を行ったうえで、新規作成及び改訂する予定があるため、新規作成及び改定後は、そちらを確認するようにする。	
■広島市浸水（内水）ハザードマップ	
https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/suido-gesuido/1005966/1026319/1026321/1003118.html	
(土砂災害：ハザードマップ)	
当商工会地域は平野部が少ない地域であり、山林を切り開いて造成した住宅地が広がっており、広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び「広島市土砂災害ハザードマップ」によると、土砂災害警戒区域等に指定された土石流や崖崩れ等の土砂災害が発生する危険性のある地域である。	

■広島市土砂災害ハザードマップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021035/1003244.html>

■土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx>

(地震：広島市地震想定報告書・広島市地震防災マップ)

「広島市地震想定報告書」及び「広島市地震防災マップ」によると、南海トラフ地震においては最大震度6弱の地震が発生すると予想されている。また、安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震においては最大震度6弱の地震が発生すると予想されている。

その他にも、広島市近郊において現在確認されている断層を震源とする地震が想定されている。具体的には、五日市断層による地震において最大震度6強、己斐-広島西緑断層帯による地震において最大震度6強、岩国断層帯による地震において最大震度5強、広島湾-岩国沖断層帯による地震において最大震度6弱の地震が発生すると予想されている。

■広島市地震被害想定報告書

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021018/1025517/1003239.html>

■広島市地震防災マップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021035/1013472.html>

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウィルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

■新型インフルエンザ等対策（内閣感染症危機管理統括庁）

<https://www.caicm.go.jp/citizen/influenza/index.html>

■新型コロナウィルス感染症について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

■感染症情報（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

（2）商工業者の状況と管内人口

①経済センサスからの事業者数等

（表1）

商工業者数	3,646 者	(令和7年度 商工会実態調査より)		
小規模事業者数	2,860 者	(令和7年度 商工会実態調査より)		
商工業者の会員数	1,429 者	(令和7年6月30日現在)		
管内人口	114,930 人(令和6年9月30日)	安佐北区	可部	54,896 人
		安佐北区	安佐	17,113 人
		安佐南区	佐東	42,931 人

②当会の会員における業種別の商工業者

(表2) 令和7年6月30日現在

	商工業者等数
建設業	473
製造業	120
卸売業	18
小売業	197
飲食業・宿泊業	89
サービス業	345
その他	187
計	1,429

(3)これまでの取組

1) 広島市の取組

(1) 防災計画等の策定状況

- ・広島市危機管理計画
(地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、事件・事故等対応計画)
- ・広島市地域強靭化計画
- ・広島市感染症予防計画

(2) 防災訓練の実施

- ・個別訓練の実施
- ・広島市総合防災訓練の実施
- ・区防災訓練の実施
- ・学校での避難確保計画の作成及び防災訓練の実施

(3) 防災備品の備蓄

平成25年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難者のうち、避難所滞在者数約12万1千人を対象として、生命の維持や人間の尊厳性を確保するため、1日分の食料・生活必需品等を備蓄している。2日目以降は県から、3日目以降は協定を締結している政令市等から調達することとする。

2) 当会の取組

①令和3年1月19日付で、事業継続力強化支援計画（第1次）を策定した。

②感染症対策の取り組み

項目	斡旋・支援件数	備考
小規模事業者持続化補助金 【コロナ特別対応型】	申請支援件数…45件	
小規模事業者持続化補助金 【低感染リスク型】	申請支援件数…6件	
小規模事業者経営改善貸付 【コロナ対策型】	令和2年度…23件 令和3年度…11件 令和4年度…16件 令和5年度…18件	令和2年度…10,330万円 令和3年度…5,240万円 令和4年度…5,280万円 令和5年度…7,740万円

③BCPセミナー等の開催

令和5年12月12日に八木地区にある広島市豪雨災害伝承館においてBCPセミナー等を開催し、事業者の計画策定を支援した（受講者6名）。

④事業者のBCP計画策定等の状況

【事業継続力強化計画策定件数】

項目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	合計
目標件数	7	7	14	14	28	70
実績件数	0	1	7	7	5	19
達成率	0%	14.2%	50%	50%	17.8%	27.1%

⑤視察研修の実施

事業継続に向けた意識向上を目的に、令和6年1月に震度7の地震が発生した石川能登半島への視察を行った（令和6年11月29日～30日）。被災地の惨状を目の当たりにし、日頃から自然災害に備える計画の重要性を再認識した（11事業者 14名参加）。

⑥会員へのタイムリーな情報提供

LINE公式アカウント「広島安佐商工会」を開設し、タイムリーな情報を登録会員へプッシュ型で通知している。

⑦リスクマネジメントとしての共済・保険制度の加入促進

II 課題

- ・災害マニュアル本やBCP策定のチラシ等を当会役員や会員へ配布し認知を図ってきたものの、実際の計画策定を行う事業者は現状少ない。
- ・火災や自然災害などが実際に発災した時、水害、地震など個々の事案での対応手順を役職員それぞれが認識する必要があり、そのための定期的なマニュアルの見直しとそれに伴う訓練など一体性のある計画の更新が必要となっているが職員の異動が多く見直しと訓練ができていない。
- ・被災時に復旧のための源泉となる火災保険・共済保険などの備えを助言するための経営指導員等職員の知識を一層向上させ、総合的に指導できる体制を整備が引き続きの課題である。
- ・当商工会の活動地域が安佐北区と安佐南区にまたがっており地域が広く、職員数も限られているので役職員の計画的で明確・迅速な連携が引き続き必要となる。
- ・感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させない等のルール作りや、感染拡大に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンスのための対策として保険の必要性を周知するなどの対策が必要である。

III 目標

- ・自然災害・感染症等のリスクから役職員・地区内商工事業者の人命を守り、事業活動の早期復旧を支援することのできる計画を策定する。
- ・巡回・窓口相談時等に地区内小規模事業者に対しハザードマップ等を利用し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害時、非常時における連絡体制を円滑に行うため、当会と広島県商工会連合会及び広島市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業所BCP作成の支援を行う。毎年度、経営指導員1人当たり1件以上の作成件数とする。

- ・発災後に速やかな復興支援が行えるよう、また域内での感染症発症時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制と関係機関との連携体制を平時から構築する。

【目標数】

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
支援対象事業者数	10	10	10	10	10
B C P 作成事業者数	7	7	7	7	7

※経営指導員数 7 人

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施機関（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

広島安佐商工会と広島市の役割分担、体制を整理し、両者が連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

近年多発する大規模な自然災害・感染症など、日々の経営継続上のリスクから企業を守るための対策として以下の事項を実施する。

1) 小規模事業者に対する災害リスク等の周知

- ①巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所データによる自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災保証等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ②会報紙、ホームページ、SNS、新聞折込等において国の施策の紹介や、リスク対応の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策紹介、生命保険・障害保険等の紹介等を実施する。
- ⑤新型ウィルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し紹介することで、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥新型ウィルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 広島安佐商工会自身の事業継続計画の更新等

- ・当会の「広島安佐商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」には、感染症対策が記載されていない為、その対策を加える。また、災害時に速やかに行動ができるようコンパクトで実のある内容に更新し、職員に周知する。

3) 関係団体等との連携

- ・広島市内の商工会と日頃から情報共有を行ながる発災時の連携に備える。
- ・行政機関及び日本生活金融公庫との連携強化に取り組み、広島県中小企業共済協同組合やその他損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした保証制度の紹介・損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等も実施し、また、啓発セミナーも共同で実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、事業継続のための対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認し、必要に応じてフォローアップを行う。

【5カ年計画目標数値】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
B C P 作成支援事業者数	7	7	7	7	7
フォローアップ回数	14	14	14	14	14

※フォローアップ回数=B C P作成支援事業者数×2回

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(地震・マグニチュード6を想定)が発生したと仮定し、広島市との連絡ルートの確認等を行う。
(訓練は広島安佐商工会事業継続計画・B C Pマニュアルに沿って実施する)

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、B C Pマニュアル(商工会B C P)をもとに下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認(商工会B C Pに沿い実施)

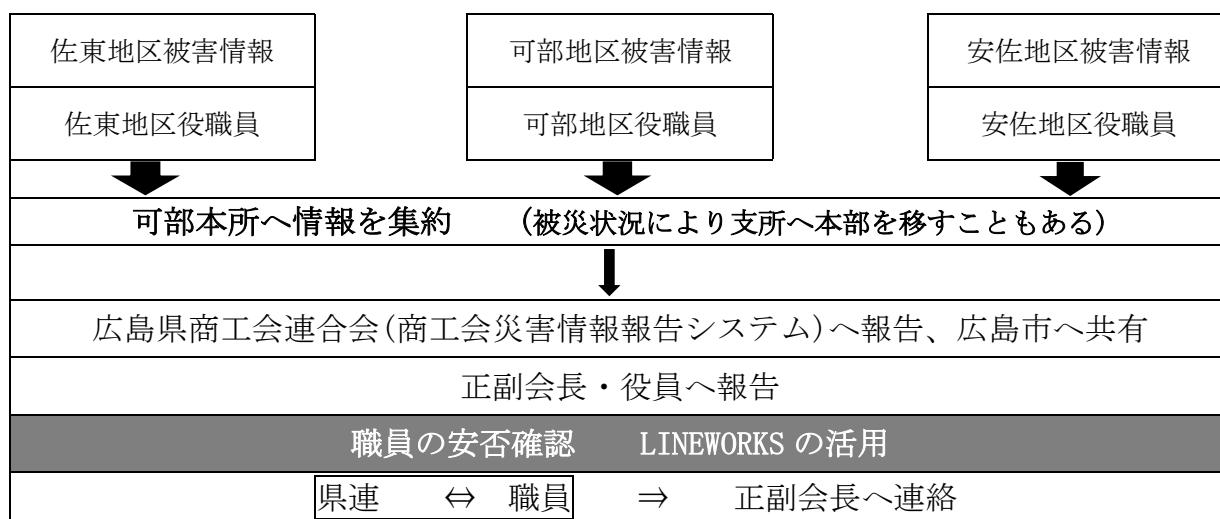
- ・発災後、3時間以内に職員の安否報告を行う。(安否確認2などのSNSの活用、電話で確認)
- ・就業中の場合はSNS等を活用して業務従事者がいるか否かなどを確認し、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を当会から広島県商工会連合会へ報告した後、広島市に共有する。
- ・国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、国や県等の方針に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定(商工会B C Pに沿い実施)

- ・広島安佐商工会と広島市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況等の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、14日以内に情報共有する。
- ・職員に対しての事務連絡は A. 安否確認2 B. 電話 C. メールの順で情報伝達を行う。

【組織図および連絡図】 B C P マニュアル (商工会 B C P) 災害時連絡網による

被害状況の連絡集約と報告



(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1 %程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、比較的大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える

・本計画により、広島安佐商工会と広島市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	2週間に1回共有する

※ 必要に応じて随時情報の共有を行う。

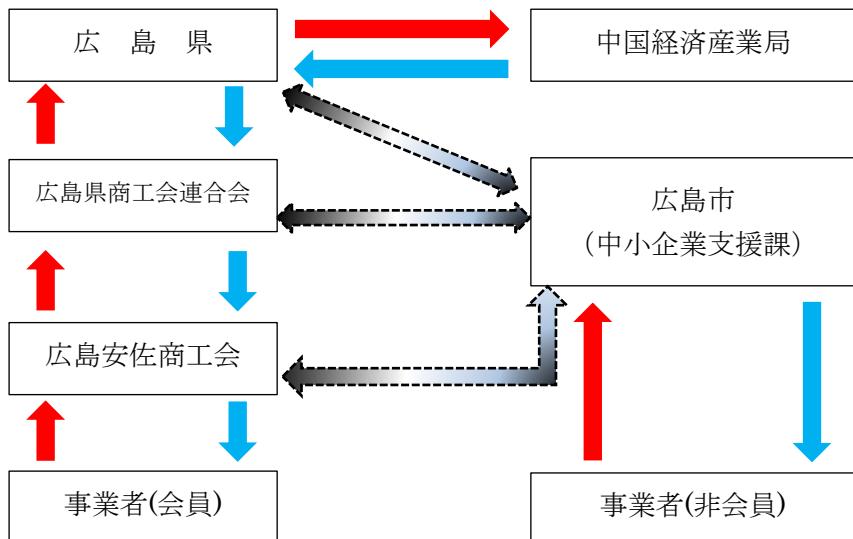
※ 感染症の場合は、広島市が策定した「広島市新型インフルエンザ等対策行動計画」をふまえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害等による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と広島市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、全国商工会連合会の「情報災害システム」に入力した被害状況を活用し、広島県商工会連

合会へ報告した後、広島市へ情報共有する。

- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、県から報告の依頼があった場合は当会と広島市が共有した情報を県の指定する方法により報告する。
- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、広島市と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や広島県、広島市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

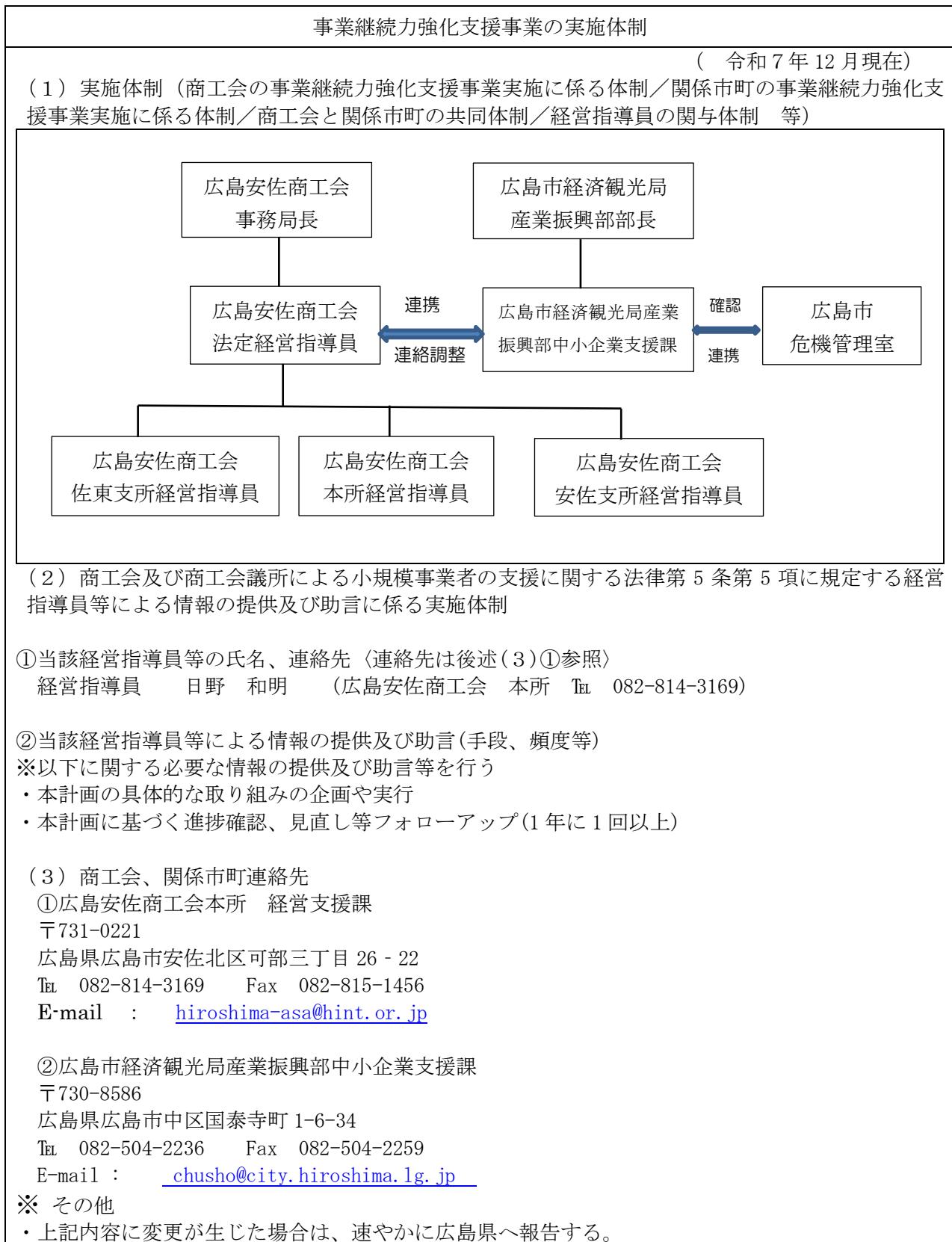
- ・広島県及び広島市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や広島市、広島県商工会連合会、全国商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000
・セミナー開催費	0	0	0	0	0
・パンフ、チラシ制作費	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
・通信運搬費	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000
・専門家派遣費	0	0	0	0	0
・防災、感染症対策費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、広島市補助金、広島県補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	